

平成31年度平田村職員採用候補者試験のお知らせ

1. 試験職種及び採用予定人数

試験職種：一般事務職（①高校卒程度・②社会人経験者）

採用予定人数：若干名

2. 受験資格

①高校卒程度：昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

②社会人経験者：昭和48年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

学歴は問いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

(1) 第1次試験

①高校卒程度：教養試験・適性検査

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験及び性格等の適性検査を行います。

②社会人経験者：職務基礎力試験・職務適応性検査

公務に必要な基礎的な知的能力について、択一式による筆記試験及び職務遂行に必要な適応性検査を行います。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験、小論文による筆記試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	試験会場	時 間	発 表
第1次試験	平成30年 9月16日(日)	一般事務職（高校卒程度） 石川町字高田234-1 「石川町合同庁舎」	受 付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 適性検査 13:00～14:30	平成30年10月上旬、平田村役場掲示場に合格者を掲示するほか、受験者に通知します。
		一般事務職（社会人経験者） 福島市中町8番2号 「福島県自治会館」	受 付 9:00～9:30 基礎力試験 10:00～11:30 適応性検査 11:45～12:05	
第2次試験	平成30年 10月中旬	期日、場所、時間等については、第1次試験合格者に通知します。		平成30年11月上旬、平田村役場掲示場に合格者を掲示するほか、受験者に通知します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に村長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他扶養手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、平田村役場で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「高校卒程度試験申込用紙請求」または「社会人基礎試験申込用紙請求」と朱書し、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

①申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。

申込書を郵送する場合は82円切手を貼った自分宛の封筒（長形3号）を同封し、その表に「高校卒程度試験申込」または「社会人基礎試験申込」と朱書し、必ず簡易書留にて送付してください。

- ②受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

平成30年7月11日(水)から同年8月10日(金)まで（土日祝日を除く8:30から17:15まで）

郵便による申込書提出の場合は、8月8日(水)までの消印のあるものに限ります。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、平田村個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人がおいでください。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から 1か月間	平田村役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日は試験会場への自家用車の乗り入れはできませんので、公共交通機関を利用してください。
- (3) この試験に関し不明な点は、平田村総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、82円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長形3号）を必ず同封してください。

お問い合わせ先：総務課 ☎ 55-3111

高校等通学支援金で子育てを支援します

第5次平田村総合計画の重点プロジェクトに「平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業を位置づけ、この中で「結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」ために「子育ての負担感」が軽減できる取組を進めることとしており、昨年度から子育てに関する支援策として「高校等通学支援金制度」を実施しています。

■高校生の定義

村の住民基本台帳に記録されている者のうち高等学校、高等専門学校（3学年在学者まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程などに在学する生徒

■受給の資格 ※通学手段は問いません

本村に住所を有する当該支給対象生徒の保護者で高校等に通学する高校生を養育し、かつ、村内に6か月以上住所を有すること。

なお、次のいずれかに該当するときは、祝金等を支給しない。

- (1) 支給対象者及び支給対象生徒が村外に転出（支給対象生徒が寮生活その他集団生活上やむを得ない場合を除く。）したとき。
- (2) 高校生が中途退学、休学、停学またはその他の理由で通学した月がない場合は、月割りにより減額して支給する。
- (3) その他村長が祝金等を支給することが適当でないと認めたとき。

■支給額 年額6万円（÷12月＝月額換算で月5千円）

■申 請 ※9月と3月の2回に分けて申請していただきます。

高校生が在学している期間の9月末日及び3月末日までに申請書を役場総務課に提出してください。

申請例（減額理由がなく通学した場合）

- ・9月申請：平成30年4月～平成30年9月分（6か月）×5千円＝3万円
- ・3月申請：平成30年10月～平成31年3月分（6か月）×5千円＝3万円

※該当すると思われる年齢の対象者には8月頃に個別通知をする予定です。なお、申請の際は、在学していることを証明する書類（在学証明書）の添付が必要です。

お問い合わせ先：総務課 ☎ 55-3111